

## 第22期第26回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和7年3月3日（月） 13:30

2 場 所 福岡県有明海水産会館  
(柳川市三橋町高畑271 TEL 0944-73-6166)

### 3 議 題

- |                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| (1) 福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）           | 資料1 |
| (2) ビゼンクラゲの採捕制限に係る委員会指示について（協議）      | 資料2 |
| (3) 福岡県有明海区における刺し網等漁業許可方針の改正について（協議） | 資料3 |
| (4) 水産基盤整備事業について（報告）                 | 資料4 |
| (5) ノリ養殖の概況について（報告）                  | 資料5 |
| (6) その他                              |     |

6水第2100号

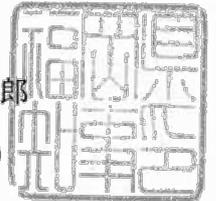
令和7年2月25日

有明海区漁業調整委員会会長

半田 亮司 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について (諮問)

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 14 条第 4 項の規定に基づき、福岡県資源  
管理方針を案のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。



福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

○「ぶり」の別紙1への追加について

- ・本県は令和2年12月1日、漁業法第14条第1項の規定に基づき、本県の資源管理を行うための方針を示した「福岡県資源管理方針」を策定した。
- ・国が定める特定水産資源（TAC 魚種）のうち、本県で漁獲のある魚種については、別紙1-1から1-10までに、その具体的な管理方針を定めている。
- ・今般、特定水産資源である「ぶり」の漁業法に基づいた資源管理が、令和7年4月1日より始まるため、国が定める資源管理基本方針が改定される。（令和7年3月上旬改定予定）
- ・これを受け、「ぶり」についても、福岡県資源管理方針の別紙1-11にその具体的な管理方針を定めることとしたい。

○漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- ・別紙1第3では各資源の漁獲可能量の県内配分基準について規定している。
- ・「かたくちいわし瀬戸内海系群」以外の各魚種について、「漁業法第16条第2項\*に基づく関係海区漁業調整委員会は、筑前海区漁業調整委員会とする。」旨の文を追加したい。
- ・また、豊前海区及び有明海区については、知事管理漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される委員会で報告することとしたい。

※漁業法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（補足）

- ・現状管理されている魚種は知事管理区分が一つで、国から定められた漁獲可能量の全量を配分するため、県内配分について裁量の余地がほとんどない。
- ・当該魚種の漁獲量のうち、豊前及び有明海区の割合は非常に少なく、豊前および有明海区の通常通りの操業に影響はない。
- ・知事管理区分を分ける必要が発生した際は、方針改正について全海区の漁業調整委員会に諮問する。

○別紙1-3 くらまぐろ（小型魚）および1-4 くらまぐろ（大型魚）の変更点

- ・知事管理漁獲可能量の変更について、事後報告を可能とする旨を追記する。
- ・くらまぐろ0歳魚の漁獲を増加させない取組について追記する。

改正案	現行方針
<p data-bbox="331 276 562 304">福岡県資源管理方針</p> <p data-bbox="237 312 427 341">第1～第7 (略)</p> <p data-bbox="237 392 875 421">第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p data-bbox="286 432 1088 772">特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 ぶり」から「別紙3-11 がざみ福岡県海域（有明海）」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p data-bbox="255 823 405 852">(別紙1-1)</p> <p data-bbox="237 863 472 892">第1 特定水産資源</p> <p data-bbox="320 903 398 932">まあじ</p> <p data-bbox="237 943 376 971">第2 (略)</p> <p data-bbox="237 983 801 1011">第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p data-bbox="327 1023 846 1051">全量を福岡県まあじ知事管理区分に配分する。</p> <p data-bbox="297 1062 1088 1166"><u>漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。</u></p> <p data-bbox="297 1177 1088 1246"><u>漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される有明海区及び豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。</u></p> <p data-bbox="237 1257 376 1286">第4 (略)</p>	<p data-bbox="1205 276 1435 304">福岡県資源管理方針</p> <p data-bbox="1111 312 1301 341">第1～第7 (略)</p> <p data-bbox="1111 392 1749 421">第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p data-bbox="1160 432 1962 772">特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-10 まだい日本海西部・東シナ海系群」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 ぶり」から「別紙3-11 がざみ福岡県海域（有明海）」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p data-bbox="1128 823 1279 852">(別紙1-1)</p> <p data-bbox="1111 863 1346 892">第1 特定水産資源</p> <p data-bbox="1193 903 1272 932">まあじ</p> <p data-bbox="1111 943 1249 971">第2 (略)</p> <p data-bbox="1111 983 1675 1011">第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p data-bbox="1207 1023 1727 1051">全量を福岡県まあじ知事管理区分に配分する。</p> <p data-bbox="1111 1257 1249 1286">第4 (略)</p>

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まいわし知事管理区分に配分する。

漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第4 (略)

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分に配分する。

漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

配分の変更については、あらかじめ筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分した場合は、変更後に開催される筑前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

有明海区及び豊前海区漁業調整委員会については、漁獲可能量を設

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まいわし知事管理区分に配分する。

第4 (略)

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分に配分する。

定または変更したときは、設定または変更後に開催される各海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

0歳魚(2キログラム未満)の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないため、県は漁業者が行う取組に対する指導を行うこととする。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分に配分する。

漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

配分の変更については、あらかじめ筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分した場合は、変更後に開催される筑前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

有明海区及び豊前海区漁業調整委員会については、漁獲可能量を設定または変更したときは、設定または変更後に開催される各海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分に配分する。

第4 (略)

(別紙1-5)

第1 特定水産資源  
するめいか

第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  
全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分する。  
漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。  
漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される有明海区及び豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第4 (略)

(別紙1-6)

第1 特定水産資源  
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  
全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する。  
漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。  
漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第4 (略)

第4 (略)

(別紙1-5)

第1 特定水産資源  
するめいか

第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  
全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分する。

第4 (略)

(別紙1-6)

第1 特定水産資源  
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  
全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する。

第4 (略)

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。)

第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県かたくちいわし対馬暖流知事管理区分に配分する。

漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第4 (略)

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県うるめいわし知事管理区分に配分する。

漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第4～第5 (略)

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。)

第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県かたくちいわし対馬暖流知事管理区分に配分する。

第4 (略)

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 (略)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県うるめいわし知事管理区分に配分する。

<p>(別紙1-9) (略)</p> <p>(別紙1-10)</p> <p>第1 特定水産資源  まだい日本海西部・東シナ海系群</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  全量を福岡県まだい知事管理区分に配分する。  <u>漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。</u>  <u>漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。</u></p> <p>第4～第5 (略)</p> <p>(別紙1-11)</p> <p>第1 特定水産資源  ぶり</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  福岡県ぶり知事管理区分</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項  <u>当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>① 水域  ②の对象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域</p> <p>② 対象とする漁業  福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者</p>	<p>第4～第5 (略)</p> <p>(別紙1-9) (略)</p> <p>(別紙1-10)</p> <p>第1 特定水産資源  まだい日本海西部・東シナ海系群</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  全量を福岡県まだい知事管理区分に配分する</p> <p>第4～第5 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

がぶりを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県ぶり知事管理区分に配分する。

漁業法第 16 条第 2 項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される有明海区及び豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に 定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 2 - 1) (略)

(別紙 2 - 1) (略)

(別紙3-1) 削除  
ぶり (令和7年3月〇日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙1へ規程。)

(別紙3-2) ~ (別紙3-11) (略)

(別紙3-1)  
第1 水産資源  
ぶり  
第2 資源管理の方向性  
MSY (最大持続生産量) ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。  
第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。  
また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。  
第4 その他資源管理に関する重要事項  
なし

(別紙3-2) ~ (別紙3-11) (略)

## ビゼンクラゲの採捕制限にかかる委員会指示について

### 【経緯】

- ・平成 24 年頃にビゼンクラゲが大量発生したことを受け、資源を保護し、漁場の競合を避けるために、平成 27 年に佐賀・福岡両県で、採捕禁止期間や禁止区域、固定式さし網の漁具の規模、採捕できるクラゲの大きさ等を規制する委員会指示を発出。
- ・佐賀県は操業開始を早く、福岡県は遅くしたいという意見の相違がある中、令和 3 年度までは委員会指示の操業開始日を調整<sup>\*</sup>し、1 年毎に指示を更新。  
<sup>\*</sup>平成 29 年は 7/5、令和 3 年は 7/4、それ以外は 7/1
- ・令和 4 年度、実際の操業開始日を毎年両県で話し合っ て決定することを条件に、操業開始日を 7/1、指示期間 3 年（有効期間：令和 4 年 6 月 1 日～令和 7 年 5 月 31 日）とする委員会指示を発出。
- ・令和 6 年 1 2 月に福岡有明海漁連理事会で委員会指示更新案について協議し、現行の内容で更新することを決定。
- ・令和 7 年 2 月 1 2 日、福岡有明海漁連会長より福岡県有明海漁業調整委員会会長宛に現行と同じ内容で指示期間 3 年（有効期間：令和 7 年 6 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日）とする委員会指示発出の要望。

### 【委員会指示案】

	現行	更新案
指示番号	1 1 1 号	1 1 6 号
発出日	令和 4 年 5 月 24 日	公報登載日(令和 7 年 3 月予定)
指示期間	令和 4 年 6 月 1 日 ～令和 7 年 5 月 31 日(3 年間)	令和 7 年 6 月 1 日 ～令和 10 年 5 月 31 日(3 年間)
採捕禁止期間 (採捕期間)	6 月 1 日～6 月 30 日 11 月 1 日～翌年 5 月 31 日 (7 月 1 日～10 月 31 日)	同 左
採捕禁止場所	別紙	同 左
漁具の制限	刺し網の総延長 250m 以下 網丈 9m 以下 目合 20cm 以上 使用漁具 1 隻 1 統まで	同 左
大きさの制限	傘幅 40cm 未満採捕禁止	同 左

# (現案)

116

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第~~1-1-1~~号  
漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

## 7 公報掲載日

令和~~4~~年~~5~~月24日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

### 1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

### 2 指示の内容

(1) 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒

イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒

ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒

エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒

オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分33秒

カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分47秒

キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分49秒

ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分54秒

(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

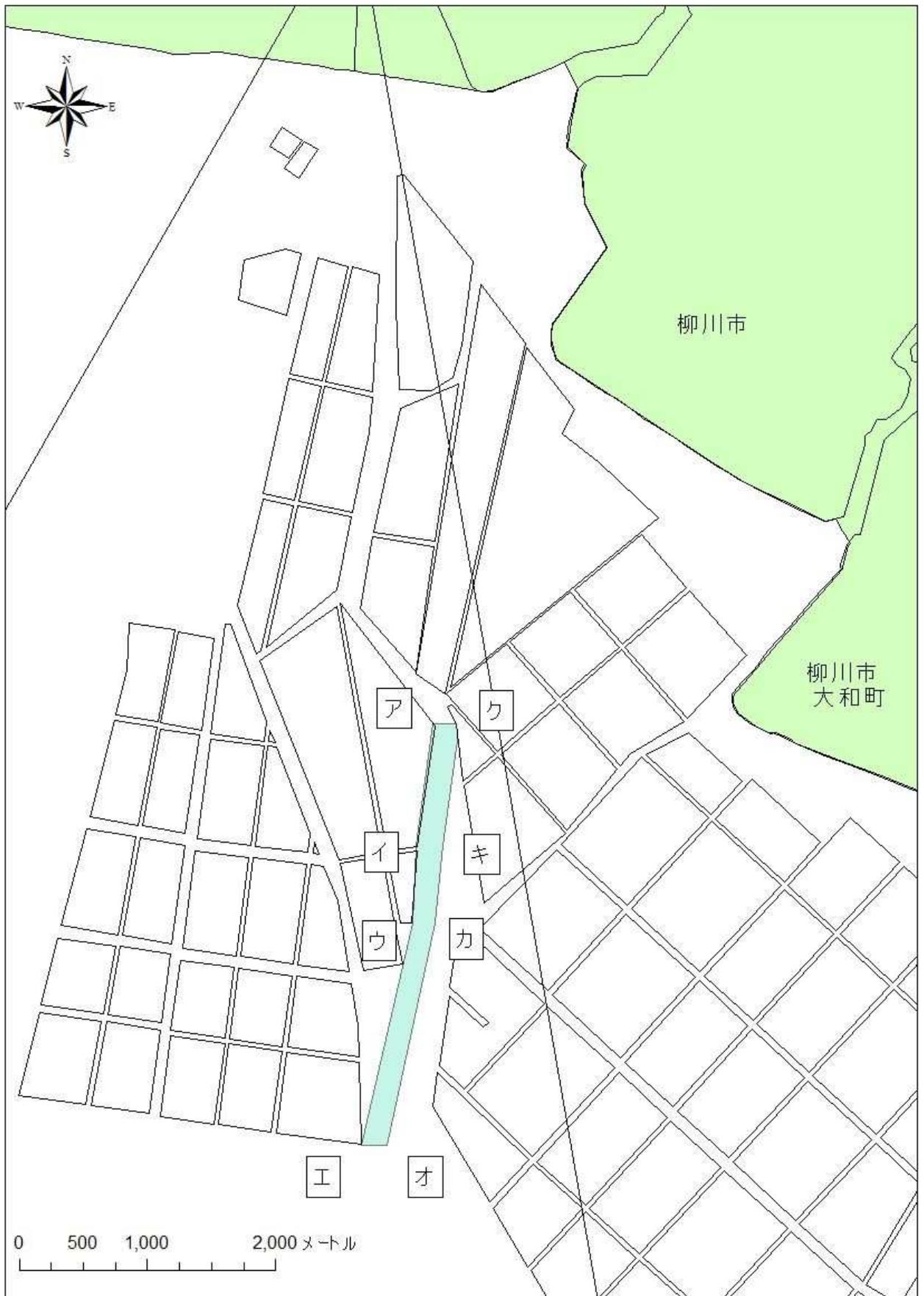
(4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

### 3 指示の有効期間

7 10

令和~~4~~年6月1日から令和~~7~~年5月31日まで

【採捕禁止場所】





福有漁第 3 1 0号  
令和7年 2月 12日

福岡県有明海区漁業調整委員会  
会 長 半 田 亮 司 殿

福岡有明海漁業協同組合連合会  
代表理事会長 佐々木清文



### 漁業調整委員会指示によるクラゲ資源の保護について(要望)

有明海における漁業振興につきましては、平素より格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、有明海ではビゼンクラゲが夏場にかけて大量に発生し、貴重な収入源となっております。

しかし、小型サイズのクラゲを採捕することで、有用資源の価値ある利用が損なわれる恐れがあることから、貴職のご協力により委員会指示を発出していただき有用資源の保護管理がなされたと感じております。

つきましては、自由漁業者も含めた公的な規制による資源管理の徹底が不可欠であることから、海域を共有している佐賀県有明海漁協と協議した結果、下記事項のとおり福岡、佐賀両県の漁業調整委員会にそれぞれ委員会指示の発出をお願いすることとなりましたので、趣旨ご理解の上、引き続きクラゲ資源の保護にご助力賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| 1 委員会指示対象物             | ビゼンクラゲ                 |
| 2 適用期間                 | 令和7年6月1日から令和10年5月31日まで |
| 3 採捕サイズ                | 傘幅40cm以上               |
| 4 採捕期間                 | 7月1日から10月31日まで         |
| 5 採捕禁止区域               | 百貫灯標横航路筋での操業禁止         |
| 6 固定刺し網によるクラゲ採捕の際の漁具制限 |                        |
|                        | ① 網の長さ 250m以下          |
|                        | ② 網丈 9m以下              |
|                        | ③ 目合 20cm以上            |
|                        | ④ 使用漁具統数 1隻1統          |
| 7 夜間操業時                | 漁具に灯火標識                |



## 福岡県有明海区における刺し網等漁業許可方針改正について

### ○現状

- ・ 「空つりなわ漁業」とは多数の空針を付けた延縄を敷設し、海底のアカエイを選択的に漁獲する本県有明海の伝統的な漁法。
- ・ 一方、本漁業は過去、佐賀県との協議の結果<sup>1</sup>、新規を認めず、既存許可の漸減方針となっている<sup>2</sup>。
  - 1 農区を共有する佐賀県では空つりなわ漁業は漁業調整規則上、禁止漁具。昭和55年に佐賀県側から福岡県でも禁止漁具にするべきとの要望があり、協議の結果、既存許可の漸減方針となった。
  - 2 過去8隻あった許可も令和6年時点で2隻のみ。
- ・ これに伴い、現行の許可方針では、当該許可の承継は相続以外禁止となっており、生前承継ができない状態。
- ・ 現在、空釣りなわ漁業者から甥（妻の兄弟の子供）に承継したいとの要望を受けており、許可方針の改正を検討。

### ○改正案

- ・ 許可方針を改正し、親族<sup>\*</sup>の範囲に限り承継を認めるものとしたい。  
→ 別紙案参照

※民法第725条（親族の範囲）によれば、「親族」は、次に掲げるものとされている。

- 一 六親等内の血族（血族：自身と血縁関係にあるもの）
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族（姻族：婚姻関係によって発生する親族、配偶者の血族又は血族の配偶者）

⇒今回はこれに該当。

### ○今後のスケジュール

- R7.3.3 有明漁調委にて、本許可方針の改正について協議  
R7.6～7 福佐連調委にて、本許可方針の改正について協議

# 福岡県有明海区における刺し網等漁業許可方針

## 1 制限措置に関する事項

### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

なお、空つりなわ漁業については漸減方針のため、~~相続以外は承継を認めないものとする。~~親族（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）への承継以外認めないものとする。

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	住所要件
えび三重流し刺し網漁業	定めなし	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市
すずき流し刺し網漁業	定めなし	
雑魚一重流し刺し網漁業	定めなし	
げんしき網漁業	定めなし	
空つりなわ漁業	8隻以内（漸減方針）	
固定式刺し網漁業	定めなし	

### (2) 船舶の総トン数

定めなし

### (3) 推進機関の馬力数

定めなし

### (4) 操業区域

福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）

### (5) 漁業時期

1月1日から12月31日まで。ただし、空つりなわ漁業は4月1日から8月15日まで。

## 2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、福岡有明海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

### 3 条件

#### (1) 刺し網漁業

##### ①えび三重流し刺し網漁業

条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 隻が使用する網漁具の総延長は300メートル（仕立て上り）以下でなければならない。</li><li>網の目合いは、外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下でなければならない。</li><li>網丈は、2メートル以下でなければならない。</li><li>使用する漁具は、2統以内でなければならない。2統を使用する場合、その漁具の総延長は300メートルを超えてはならない。</li><li>ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。</li></ol>
----	--

##### ②すずき流し刺し網漁業

条件	<ol style="list-style-type: none"><li>筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸にいたる直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域においては操業してはならない。</li><li>網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上でなければならない。</li><li>1隻が使用する網漁具の総延長は530メートル（仕立て上り）以下でなければならない。</li><li>使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。</li><li>ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。</li></ol>
----	---

##### ③雑魚一重流し刺し網漁業

条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。</li><li>網は、一重でなければならない。</li><li>網の目合は、10センチメートル以下でなければならない。</li><li>網丈は、6メートル以下でなければならない。</li><li>使用する漁具は、1統でなければならない。</li><li>ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。</li></ol>
----	---

#### (2) げんしき網漁業

条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。</li><li>使用する漁具は、1統でなければならない。</li><li>ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。</li><li>船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。</li></ol>
----	--

#### (3) 空つりなわ漁業

条件	なし
----	----

(4) 固定式刺し網漁業

条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 のり養殖漁業時期は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等の濘筋を含む。）においては操業してはならない。</li><li>2 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。</li><li>3 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。</li><li>4 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。</li></ol>
----	---

**4 申請書の添付書類等**

(1) 漁業権者の同意書

ただし、福岡県または佐賀県の有明海区の漁業協同組合に所属する者に関しては不要とする。

**5 資源管理の状況等の報告**

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和5年7月1日から施行する。

(申請書の添付書類等の追加)

附 則

この許可方針は令和7年〇月〇日から施行する。

(空つりなわ漁業の承継に係る規定の改正)

福有漁第 322 号  
令和7年2月27日

福岡県有明海区漁業調整委員会  
会長 半田 亮司 様

福岡有明海漁業協同組合連合会  
代表理事会長 佐々木 清文



### 空つりなわ漁業の承継について (要望)

謹啓、有明海における漁業振興につきましては、平素より特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当方の組合漁業者は県から許可をうけ、アカエイを漁獲目的とした空つりなわ漁業を営んでおります。また、近年の有共第1号内でのアサリ稚貝大量発生を受けて、当方よりアサリの食害生物であるアカエイの駆除を空つりなわ漁業者に依頼しており、今後アサリ資源回復に向けても空つりなわ漁業の重要性は増しております。

一方で、過去佐賀県からの要望により空つりなわ漁業が漸減方針となり、相続以外の承継が認められなくなったこと、加えて現在、漁業者の高齢化も重なり、過去8名いた空つりなわ漁業者も令和5年7月の漁業許可切替により2名にまで減少しております。

そんな中、沖端漁業協同組合から空つりなわ漁業許可を甥に承継したい漁業者がいるとの相談を受けております。現行の空つりなわ漁業許可方針では、生前承継が出来ず、許可受給者が亡くなった際に許可を相続(承継)することしかできないと存じております。

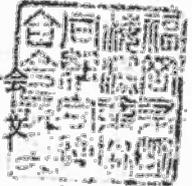
つきましては、生前承継及び民法で定める親族(6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族)までの許可の承継を認めるよう、許可方針の改正を検討いただきますようお願い申し上げます

謹白

福有漁第 323 号  
令和7年2月27日

福岡県農林水産部水産局漁業管理課  
課長 秋本 恒基 様

福岡有明海漁業協同組合連合会  
代表理事会長 佐々木清文



空つりなわ漁業の承継について (要望)

謹啓、有明海における漁業振興につきましては、平素より特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、アサリ稚貝大量発生を受けて、今後アサリ資源回復に向けて、アサリの食害生物であるアカエイの駆除を空つりなわ漁業者に依頼しております。一方で、過去佐賀県からの要望により空つりなわ漁業が漸減方針となり、過去8名いた空つりなわ漁業者も令和5年7月には2名にまで減少しております。

そんな中、沖端漁業協同組合から空つりなわ漁業許可を甥に承継したい漁業者がいるとの相談を受けておりますが、現行の空つりなわ漁業許可方針では、生前承継が出来ず、許可受給者が亡くなった際に許可を相続(承継)することしかできないと存じております。

つきましては、生前承継及び民法で定める親族(6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族)までの許可の承継を認めるよう、許可方針の改正を検討いただきますようお願い申し上げます。

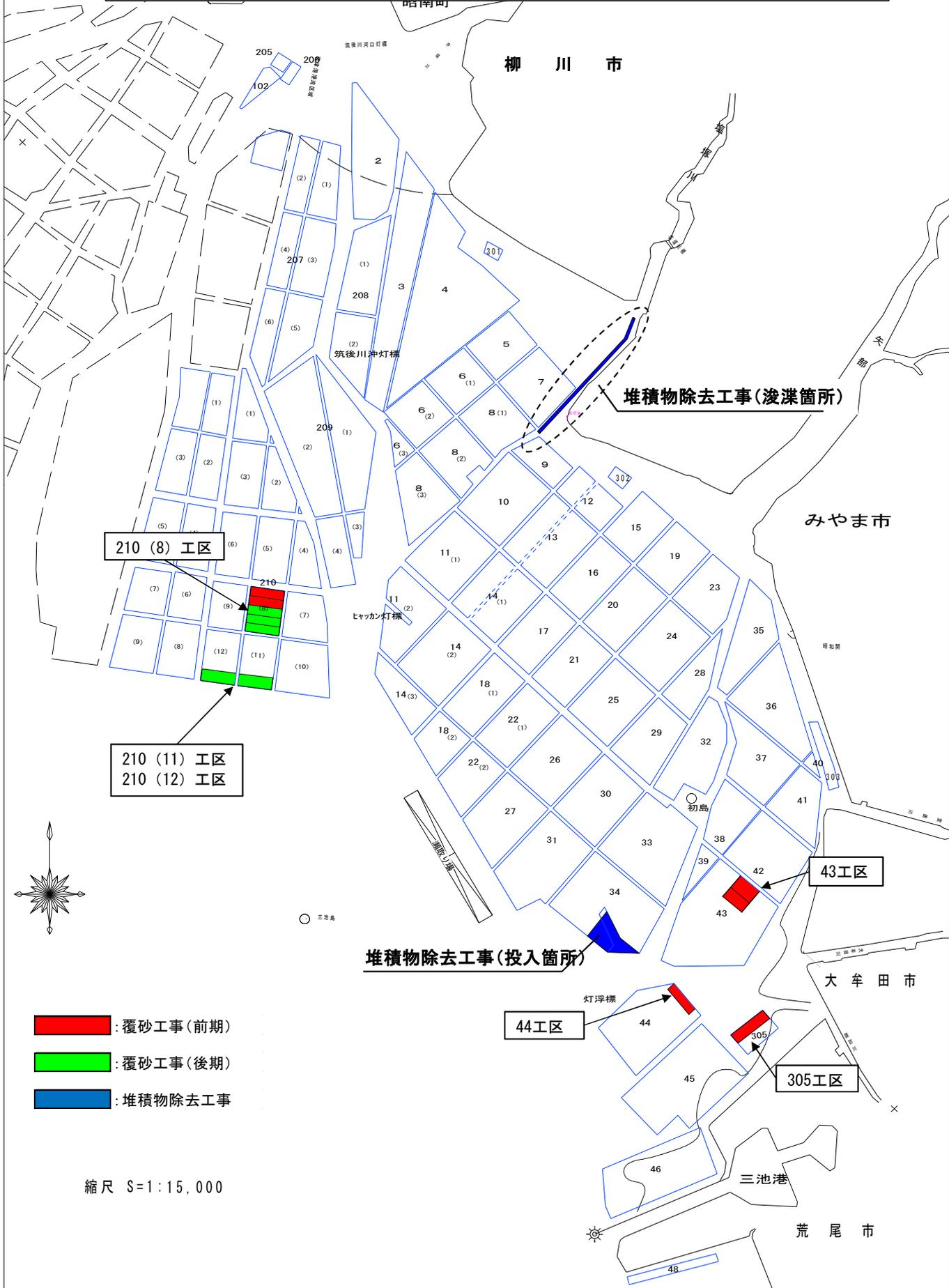
謹白

# 令和7年度水産基盤整備事業概要

- 1 令和7年度水産基盤整備事業 実施予定位置図
- 2 令和7年度水産基盤整備事業 実施予定一覧表
- 3 福岡県有明地区 水産環境整備事業の概要

福 岡 県  
水産振興課漁場整備係

# 1. 令和7年度 水産基盤整備事業実施予定位置図



## 2. 令和7年度 水産基盤整備事業実施予定一覧表

福岡県水産振興課

### ①覆砂工事

#### 【農共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	210(8)	柳川市地先	R7年5月上旬～8月下旬	覆砂 231,000 m <sup>2</sup>	砂厚 35cm
	〃	〃	210(11)	柳川市地先	R7年6月上旬～8月下旬	〃 53,000 m <sup>2</sup>	砂厚 35cm
	〃	〃	210(12)	柳川市地先	R7年6月上旬～8月下旬	〃 53,000 m <sup>2</sup>	砂厚 35cm
			3漁場			337,000 m <sup>2</sup>	

#### 【有共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	43	大牟田市地先	R7年5月上旬～8月上旬	覆砂 102,000 m <sup>2</sup>	砂厚 35cm
	〃	〃	44	大牟田市地先	R7年5月上旬～8月上旬	〃 42,000 m <sup>2</sup>	砂厚 35cm
	〃	〃	305	大牟田市地先	R7年5月上旬～8月上旬	〃 67,000 m <sup>2</sup>	砂厚20cm
			3漁場		計	211,000 m <sup>2</sup>	

合計 548,000 m<sup>2</sup>

### ②堆積物除去

#### 【有共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	塩塚川河口	柳川市地先	R7年6月上旬～9月上旬	浚渫・投入 1,800m	
						計	1,800m

### 3 福岡県有明地区 水産基盤整備事業の概要

#### ①覆砂工事について

- 1 施工箇所の測量を行い、施工区域に旗竿を立てます。
- 2 音響測探機を用いて施工前の測探を行います。
- 3 海砂採取地から運搬船にて海砂を搬入します。
- 4 工事区域沖合の瀬取り位置にて運搬船からガット船等へ海砂を積み替えます。
- 5 ガット船等で工事区域に海砂を投入します。
- 6 クレーン付台船で均し機(鋼製)を曳いて不陸均しを行います。
- 7 音響測探機を用いて施工後の測探を行います。

#### ②堆積物除去工事について

- 1 浚渫箇所及び投入箇所の測量を行い、施工区域に旗竿を立てます。
- 2 音響測探機を用いて施工前の測探を行います。
- 3 浚渫箇所にたまった堆積物を、グラブ浚渫船等にて掘削します。
- 4 掘削した堆積物を、土運船等にて投入箇所まで運搬し、投入します。
- 5 音響測探機を用いて施工後の測探を行います。

## 令和6年度ノリ養殖経過

### 1 採苗・育苗

- 採苗は10月18日から開始された。今年度は過去最高に暑い夏であったため、例年通りに海水温が低下せず、24～25℃台での採苗となった。採苗直後は殻胞子の放出抑制やポドフィリアや付着珪藻による網の汚れによって、想定通りに採苗が進まなかった漁業者が多かったが、10月19日のまとまった降雨以降、海水温が24℃を下回るようになり、殻胞子の放出が本格化したため、この頃から採苗作業が順調に進み出し、25日までで採苗は概ね終了した。芽付きは「薄め」～「適正」であった。
- 育苗期において、アオノリの付着は例年に比べてやや多かった。また、ポドフィリアや付着珪藻による網の汚れも酷く、網洗いを実施しても翌日には再び網が汚れてしまうような状況であった。
- ラッカサンを撤去後に芽数が減少する網や、網洗い・展開・冷凍入庫作業時にノリ芽が減少するという報告を多数受けた。これらは、まとまった降雨後（11月1～2日、累計90mm）の干出不足又は干出過多、高水温や網の汚れによるノリ芽の活着力の弱さ、カモによる食害が原因と推察された。
- 冷凍入庫は11月13日から本格的に開始され、11月21日で概ね終了した。冷凍入庫期間中、にわか雨はあったものの概ね天候に恵まれた。しかし、干出不足等によってノリ芽の活着力が弱い網や二次芽の放出が少なく芽付きが薄くなった網が多く、良質な入庫網は例年に比べて少なかった。
- 採苗から冷凍入庫完了まで、栄養塩（DIN）は平均で13.4～27.6 $\mu$ Mと十分量で推移した。

### 2 生産

- 摘採は11月21日頃から開始され、初摘採は順調に行われたが、2回目の摘採が行われていた12月5日から珪藻及び渦鞭毛藻の増殖による色落ちが発生し、その色落ちは今（2月末）まで継続中。
- 色落ち当初の優占種はキートセロスで、これは12月中旬頃にやや減少したが消滅までには至らず、その後は1月上旬から優占種がリゾソレニアに、2月上旬からユーカンピアに変遷し、現在（2月末）に至っている。

○生産の早い段階から色落ちが発生したこと、冷凍網に芽落ちの不安があることにより、12月17、20日の組合長会で「今年度は秋芽網の一斉撤去及び冷凍網の一斉張り込みは行わないこと」「秋芽網の撤去及び冷凍網の出庫は各漁協で判断すること」「活性処理期間は12月20～26日」が決定された。このことを受けて、各漁協で協議が行われ、冷凍網の出庫日は、柳川・大川地区と中島漁協は12月23日以降、大和漁協は2月3日以降、有明漁協と皿垣開漁協は2月6日以降、山門羽瀬漁協、高田漁協・大牟田市漁協は自主張込み、ということになった。

○秋芽網での摘採は撤去までに7～10回程度行われた。現在は冷凍網で1～2回目の摘採が行われている。なお、2月21日の調査で漁場から秋芽網が概ね無くなったことを確認した。

○あかぐされ病は冷凍入庫作業終盤の11月18日（採苗31日後）に初認された。初認から12月中旬までは病勢は軽微であったが、小潮（12月23日）後に病勢が拡大し、1月3日には重症化した。この状況は大きく改善することはなく、1月14日から秋芽網の撤去が開始された。

○壺状菌病はまだ確認されていない（2月末現在）。

○第7回入札までの生産累計は以下のとおり。

生産枚数	5.58億枚	（過去5年比：59%）
生産金額	159.3億円	（過去5年比：117%）
平均単価	28.57円／枚	（過去5年比：+14.21円）